

国立研究開発法人産業技術総合研究所イノベーションスクール制度実施規程

制定 平成22年10月1日 22規程第99号

(20規程第47号の全部改正)

最終改正 令和2年6月29日 令02規程第7号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）のイノベーションスクール制度（以下「産総研イノベーションスクール制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(産総研イノベーションスクール制度の目的)

第2条 産総研イノベーションスクール制度は、ポスドク（博士号（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、かつ、優れた研究能力を有すると認められる研究業務に従事する者をいう。）及び博士課程の学生等の若手研究者を対象に、産官学の多様な分野においてイノベーション創出に貢献できる人材の育成を行い、社会での活用の促進を図ることを目的とする。

(補職発令)

第2条の2 理事長は、産総研イノベーションスクール制度の実施のために必要があると認めるときは、組織規則（26規則第6号）第139条の規定に基づき、イノベーション人材部長に対して、イノベーションスクール長を補職として発令する。

(産総研イノベーションスクール制度の内容)

第3条 理事長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる研修の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を実施する。

- 一 研究所が実践する本格研究に関する研修 研究所が実践する本格研究に関する講義及び研究所における研究活動への従事を通じて行う研修
- 二 企業等における研究開発等の職場体験研修 日常の業務を離れ専ら企業等における業務への従事を通じて行う研修
- 三 その他人材育成に必要な研修 イノベーション創出に必要なコミュニケーション能力等のスキルアップのため、日常の業務を離れて行う研修

2 前項に規定する研修を「産総研イノベーションスクール」と総称する。

3 理事長は、前条の目的を達成するため、産総研イノベーションスクール制度に係る成果の普及及び活用に努め、必要と認める場合には研究所の役員、職員及び契約職員を外部機関に派遣することができる。

(育成の対象となる者の身分)

第4条 産総研イノベーションスクール制度における育成の対象となる者（以下「スクール生」という。）は、第11条に規定するスクール生の認定の日において、契約職員又は研修員（国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研修規程（13規程第23号）第4条に規定する研

修員をいう。以下「技術研修員」という。)のいずれかの身分を有する者でなければならない。

(研修の受講)

第5条 理事長は、スクール生(契約職員に限る。次項において同じ。)に第3条に規定する研修(以下「研修」という。)を受けることを命ずることができる。

2 前項により研修を受けることを命じられた場合は、当該研修の受講は、勤務とみなす。

(イノベーションスクール運営諮問委員会)

第6条 研究所にイノベーションスクール運営諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、理事長の諮問を受けて、産総研イノベーションスクール制度の効果的な運用等に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 イノベーション人材部長

二 イノベーション人材室長

三 役職員等のうちから、理事長が指名する者

四 人材育成等に関して高い見識を有する研究所以外の者のうちから、理事長が委嘱する者

2 委員長は、イノベーション人材部長とする。

3 副委員長は、イノベーション人材室長とする。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときはその職務を代理する。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

8 委員会の事務は、イノベーションスクール事務局が行う。

9 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

(運営に係る基本方針等の決定)

第8条 イノベーション人材部長は、産総研イノベーションスクールの運営に係る基本方針、スクール生の選考等の産総研イノベーションスクール制度の実施に関し重要な事項を決定したときは、理事長に報告するものとする。

(実施計画書及び実施報告書)

第9条 イノベーション人材部長は、毎事業年度の初めに、前条に規定する基本方針に基づき、産総研イノベーションスクール制度実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成し、理事長の承認を得なければならない。これを変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)も同様とする。

2 イノベーション人材部長は、前年度に実施した産総研イノベーションスクール制度に係る実施報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(実施要項)

第10条 イノベーション人材部長は、実施計画書に基づき、次に掲げる事項を記載した実施要項を作成する。

- 一 研修内容
- 二 応募資格
- 三 応募に必要な書類
- 四 応募書類受付期間
- 五 選考及び決定に関する事項
- 六 その他必要な事項

(スクール生の選考及び決定並びに認定)

第11条 イノベーション人材部長は、実施要項に基づき、スクール生の候補者を募集する。

- 2 イノベーション人材部長は、応募者のうちから、スクール生とすべき者を選考し、決定する。
- 3 イノベーション人材部長は、スクール生とすべき者のうちから、スクール生を認定する。
- 4 イノベーションスクール長は、前項の規定により認定されたスクール生に、産総研イノベーションスクール入校証を交付する。

(研修の実施)

第12条 イノベーション人材部長は、実施要項の定めるところに従い、スクール生に対し研修を行う。

(修了の認定)

第13条 イノベーション人材部長は、スクール生が修了の要件を満たしていると認めるときは、産総研イノベーションスクールの修了を認定する。

- 2 イノベーションスクール長は、前項の規定により産総研イノベーションスクールの修了を認定されたスクール生に、産総研イノベーションスクール修了証書を交付する。

(研修効果の把握及び記録)

第14条 理事長は、産総研イノベーションスクール制度の運用及びその改善に資するため、その効果の把握に努めるとともに、記録を作成し、保管する。

附 則 (21規程第30号・一部改正)

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (22規程第99号・一部改正)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令02規程第7号・一部改正)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。